

# 梅ヶ枝中央会計

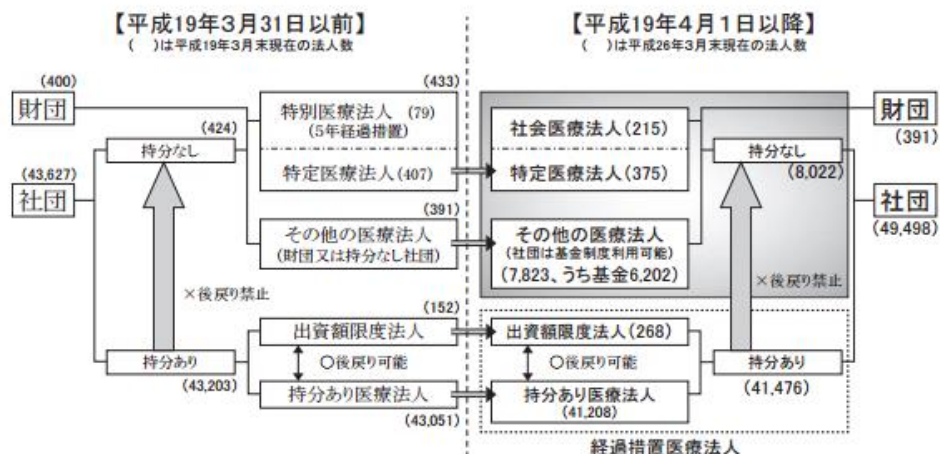
## Q.医療法人の形態及び近年の動向

A. 財団方式・社団方式の区別その他、持分の有無で形態が区分されます。

- ・持分なしの医療法人(経過措置医療法人)について、平成 26 年度より、持分なしの医療法人への認定制度が開始
- ・合併について、社団・財団間の合併が、平成 26 年度より可能となっています。

(以下、厚生労働省 HP「— 平成 26 年度 医療施設経営安定化推進事業 —持分によるリスクと持分なし医療法人の移行事例に関する調査研究 報告書(持分なし医療法人への円滑な移行マニュアル改訂版)」等の抜粋・要約)

### 【平成 26 年 3 月 31 日現在の医療法人の類型別法人数】



### 【医療法人の類型と出資持分評価の必要性の有無】

区分(第5次医療法改正)	出資持分	法人税法上の区分	財団型医療法人		社団型医療法人		同族経営		出資持分払戻し		残余財産の帰属	
			社会医療法人(注1)	特定医療法人(措法67条の2①)	社会医療法人(注1)	特定医療法人(措法67条の2①)	不可	不可	出資金部分	剰余金部分	出資金部分	剰余金部分
地上2階	無	公益法人等	社会医療法人(注1)	特定医療法人(措法67条の2①)	社会医療法人(注1)	特定医療法人(措法67条の2①)	不可	不可	不可	不可	国等	国等
	中2階	無	普通法人	特定医療法人(措法67条の2①)	特定医療法人(措法67条の2①)	不可	不可	不可	不可	不可	国等	国等
地上1階	無	普通法人	出資持分の定めのない一般の医療法人	出資持分の定めのない一般の医療法人	可	可	可	可	可	可	国等	国等
			基金拠出型医療法人(注2)	基金拠出型医療法人(注2)	可	可	可	可	可	可	国等	国等
経過措置	半地下	有	普通法人	出資額限度法人	可	可	可	不可	可	不可	出資者	国等

型医療法人	地下1階	有	普通法人	出資持分の定めのある一般の医療法人	可	可	可	出資者	出資者
-------	------	---	------	-------------------	---	---	---	-----	-----

経過措置医療法人の出資持分(平成19年3月迄の設立)については、相続税・贈与税の計算の際、財産評価基本通達に定める「医療法人の出資の評価(評基通194-2)」の定めにより、取引相場のない株式の評価方法に準じて評価がされることになります。

- (注1) 社会医療法人  
本来業務である病院、診療所及び介護老人保健施設から生じる所得について法人税が非課税になるとともに、直接救急医療等確保事業に供する資産について固定資産税及び都市計画税が非課税になるなど、税制上の優遇措置を受けることができます。また、法第42条の2第1項に定める収益業務を行うことや社会医療法人債を発行することが認められます。
- (注2) 基金制度  
基金の拠出者は、医療法人に対して劣後債権に類似した権利を有するに過ぎません(社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であって、当該医療法人が拠出者に対して規則第30条の37及び第30条の38並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務)を負うものをいいます。)

### 【移行計画の認定制度の創設(平成26年10月1日より)】

持分なし医療法人への移行促進策として、持分なし医療法人への移行計画を国が認定する仕組みが導入されました。この認定制度は、医療法人の任意の選択を前提としたものであり、認定期間は平成26年10月1日から平成29年9月30日、移行期限は認定日から3年以内とされています。移行計画の認定を受けた医療法人は、税制優遇措置や低利の融資を受けることができます。

医療法人の経営者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻しなどにより事業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として、住民に対し医療を継続して安定的に提供していけるようにすること等を目的としています。

なお、持分なし医療法人への移行は、医療法人の任意の選択によるものであり、移行は強制されるものではありません。

また、持分なし医療法人への移行にあたって、必ずしも移行計画の認定制度を利用しなければならないものではありません。移行計画の認定は受けずに、持分なし医療法人へ移行することもできます。

### 【医療法人の合併】

従来、合併は、社団医療法人相互間、及び、財団医療法人相互間においてのみ可能とされ、社団医療法人と財団医療法人との間での合併はできませんでしたが、平成26年の医療法改正により可能となりました(法第57条第1項及び第2項)。

次の表において合併前後における法人類型を整理します(下線部が法改正で可能となった箇所)。

合併前の法人類型	合併後の法人類型
----------	----------

# 梅ヶ枝中央会計

持分なし社団	持分なし社団	持分なし社団
持分なし社団	持分あり社団	持分なし社団
持分あり社団	持分あり社団	(新設合併の場合)持分なし社団 (吸収合併の場合)持分あり社団
財団	財団	財団
<b>持分なし社団</b>	<b>財団</b>	<b>持分なし社団又は財団</b>
<b>持分あり社団</b>	<b>財団</b>	<b>持分なし社団又は財団</b>

## 【持分あり医療法人から持分なし医療法人への移行に関する税制について(贈与税非課税基準について)】

相続税法第 66 条第4項の規定では、持分なし法人に対して財産の贈与又は遺贈があった場合において、その贈与又は遺贈により、その贈与又は遺贈をした者の親族その他これらの者と特別の関係がある者の**相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果**となると認められるときは、その法人を個人とみなして、**相続税又は贈与税を課する**こととされています  
→相続税法施行令第 33 条第3項に基づき、以下の基準に該当する場合には、贈与税は非課税。(なお、税務当局の**個別判断により課税される場合がある**。)

- ①運営組織が適正であること(医療法施行規則第 30 条の 35 の 2 第 1 項第 2 号の規定による)
  - ・社会保険診療(租税特別措置法第 26 条第 2 項に定める給付、医療、介護、助産、サービス)、健診、助産に係る収入金額が全収入金額の 80%超
  - ・自費患者に対する請求金額が社会保険診療報酬と同一基準
  - ・医業収入が医業費用の 150%以内
  - ・役員、評議員に対する報酬等が不当に高額にならないような支給基準を規定
  - ・病院、診療所の名称が医療連携体制を担うものとして医療計画に記載
 ※医療法第 30 条の 4 第 2 項第 2 号:がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。)、在宅医療、都道府県知事が特に必要と認める医療
- ②役員等(社員は含まれない)のうち親族・特殊の関係がある者は1/3以下であること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)
- ③法人関係者に対し、特別の利益を与えないこと
- ④残余財産を国、地方公共団体、公益社団・財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人(持分の定めのないもの)に帰属させること(定款、寄附行為にその旨の定めがあること)
- ⑤法令に違反する事実、帳簿書類の隠ぺい等の事実その他公益に反する事実がないこと
  - ※このほか、理事・監事・評議員の定数や選任、理事会・社員総会・評議員会の運営等に関する要件がある。

## 【法人による持分の定めのある社団医療法人(経過措置医療法人)への出資について】

### ① 法人による出資の可否

医療法人は、営利性が否定されているため、その開設する病院や診療所に対して株式会社等の営利法人が出資することによって、その医療法人の社員として社員総会における**議決権を取得す**

**ること**や、**役員として医療法人の経営に参画**することは**できません**。但し、株式会社等が医療法人に対して出資または**寄付行為**によって「財産を提供する行為自体」は現在の**医療法においても認められています**。(平成 3 年 1 月 17 日第 1 号東京弁護士会会長宛 厚生省健康政策局指導課長回答)

また、現実には、医療法人による医療法人への出資はありますが(東京地裁平成 20 年 2 月 22 日判決(平成 18 年(行ウ)に第 712 号 法人税更正処分取消等請求事件))、**厚生労働省の見解**では、**医療法人が医療法人に出資することは認めていません**(平成 16 年 8 月 5 日付「規制改革・民間開放推進会議「中間とりまとめ」に対する厚生労働省の考え方」)。

### ② 持分の定めがない社団医療法人に移行する場合の株式会社の出資持分の放棄について

株式会社が、持分の定めのある社団医療法人に出資した時点で、貸借対照表に「出資金」勘定を使用しますが、持分の定めのない社団医療法人に移行に伴い、持分法基として、会計上は損失計上するものの、税務上は、法人税法上の一般的な寄附金に該当するものとして**「寄附金の損金不算入(法第 37)」規定**が適用されることとなります。

→平成 17 年に厚生労働省医政局長が国税庁課税部長宛の照会「出資持分の定めのある社団医療法人が特別医療法人に移行する場合の課税関係について」に対する国税庁側の回答文書。